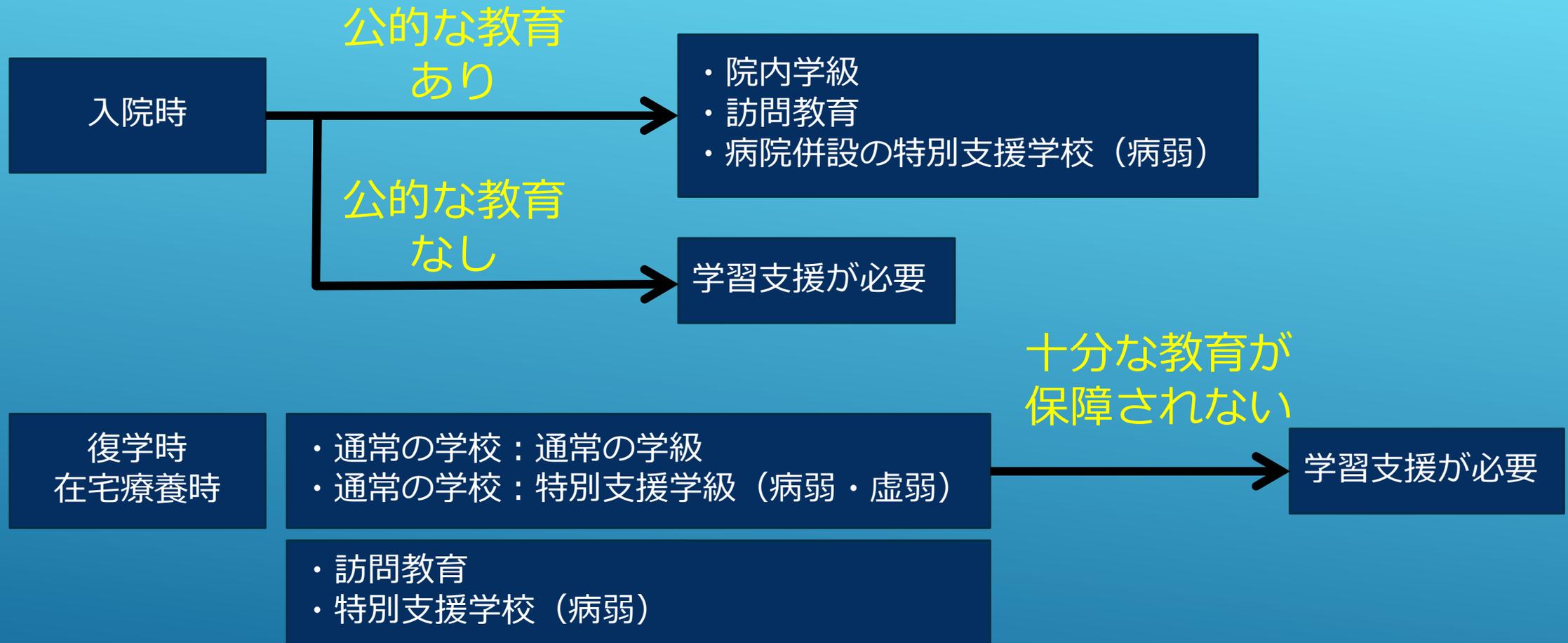


小慢児童等の 学習等に関する支援

愛媛大学大学院教育学研究科

榎木暢子

病気の子どもの学習支援の課題



院内の教育の課題と解決策

- ・ 院内学級が小学校のみ、小・中学校のみ
- ・ 転校しないと院内学級、訪問教育が受けられない
- ・ 高校生の教育保障が最も行われていない

- ・ 中学校、高校の院内学級をつくる
- ・ 交流及び共同学習を活用して、転校しなくても教育が受けられるようにする
- ・ 院内学級で通級による指導を受けられるようにする
- ・ 病院内で在籍校の授業を遠隔で受けられるようにする

小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもち、年間延べ30日以上欠席ということと参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】

◆留意事項

- 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が見える位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校における遠隔授業 [教科・科目充実型]

2021年5月
文部科学省通知

(2) 遠隔授業 [教科・科目充実型] を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと。 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない ※※主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない

(3) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における**病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めないこと**とする制度改正を実施。

(参考) 関係法令抜粋

■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

病院内の児童生徒の声

- ▶ 中学生になったら、院内学級がなくなって授業が受けられなかったけど、院内学級ができて嬉しい（中学生：院内学級）
- ▶ 友だちと楽しく話すことができた、冗談をいって笑ったり、それが一番楽しかった（高校生：在籍校との遠隔授業）
- ▶ みんなでする方が勉強が進む（高校生：院内でのオンライン学習会）
- ▶ 人生で一番楽しい高校生活を病院でも充実できるように考えてほしい（高校生：在籍校との遠隔授業）
- ▶ 入院になって通えなくなった。悔しい。みんなと一緒に卒業したい（高校生：在籍校との遠隔授業）
- ▶ クラスメイトと顔を合わせる機会が多く、声を掛けてくれる友だちもいたので、「おかえり」「久しぶり」と迎えられました（高校生：在籍校との遠隔授業）

病院内での教育の取り組む教員の声

- ▶ 病院に隣接する中学校に院内学級が設置され、**どのように支援したら良いのかわかった**（中学校管理職）
- ▶ 高校生の復学は、**知らない人たちばかりの高校に戻ることのハードルの高さ**を考える必要がある（特別支援学校・医教連携コーディネーター）
- ▶ 遠隔授業は授業配信だけが目標ではない。**クラスメイトなどとの交流や高校の今を知ること**は入院中の励みになる（特別支援学校・医教連携コーディネーター）
- ▶ **復学支援会議**を行ったことで、成人科病棟にも高校生の復学支援の必要性を理解していただきました（特別支援学校・分教室教員）

学習等における支援は「気づく」「つなぐ」こと

子どもたちの声を学校や行政に伝える支援

- 学びたい気持ちを表出できるようにサポートする
- 学びたい気持ちを伝える手立てを一緒に考える
- 学校、行政への実現可能なシステムの提案

学習だけを目的とするのでない支援

- 病気の子どもたちの気持ちを支える取り組み
- 仲間をつくる、友だちとつながる取り組み